

畜産物処理加工施設非常用電源緊急整備事業実施要綱

平成31年2月21日付け30農畜機第6501号
一部改正 令和 2年3月24日付け 元農畜機第7693号
一部改正 令和 3年3月29日付け 2農畜機第7082号
一部改正 令和 3年6月28日付け 3農畜機第1872号

生産者が将来に亘り安心して畜産物生産に取り組む環境を整え、国民への食料の安定供給を確保していくためには、巨大地震等の災害による大規模な停電が発生した場合においても、畜産物処理加工施設の安定的な稼動が可能となる体制の構築を図ることが急務となっている。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、乳業施設及び食肉処理施設における非常用電源設備整備の事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって、生乳及び食肉の持続可能な生産・流通を確保することに資するものとする。

この事業の補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1）及び「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、次のとおりとする。

- 1 別添1の事業にあつては、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協同組合、協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第5条に規定する中小企業者のみを組合員としているものに限る。）、一般社団法人又は一般財団法人、農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社（農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は機構がその発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を所有しているものに限る。）、畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）第2条第4項第1号イに規定する生乳生産者団体、乳業者及び牛乳の販売業者が直接又は間接の構成員となっている団体、畜産業を営む個人が株主又は社員となっている株式会社又は会社法（平成17年法律第86号）第575条第1項に規定する持分会社、畜産業を営む個人が構成員となっている団体（これらを総称して以下「乳業者等」という。）とする。
- 2 別添2の事業にあつては、農業協同組合、農業協同組合連合会、中小企業等協

同組合、協業組合（中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第5条に規定する中小企業者のみを組合員としているものに限る。）、一般社団法人又は一般財団法人、農業協同組合又は農業協同組合連合会が株主となっている株式会社（農業協同組合、農業協同組合連合会、地方公共団体又は機構がその発行済株式のうち議決権のある株式の総数の過半数を所有しているものに限る。）（これらを総称して以下「農協等」という。）とする。

第2 事業の名称等

この事業の名称等は、次のとおりとする。

- 1 乳業工場非常用電源緊急整備事業
乳業者等が実施する事業であって、事業の内容等は別添1のとおりとする。
- 2 食肉処理施設非常用電源緊急整備事業
農協等が実施する事業であって、事業の内容等は別添2のとおりとする。

第3 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和3年度から令和4年度までとする。

第4 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）が別に定めるものとする。

附 則（平成31年2月21日付け30農畜機第6501号）

この要綱は平成31年2月21日から施行する。

附 則（令和2年3月24日付け元農畜機第7693号）

この要綱の改正は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月29日付け2農畜機第7082号）

- 1 この要綱の改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和2年度までに終了した事業については、この要綱の改正前の規定は、なお効力を有するものとする。

附 則（令和3年6月28日付け3農畜機第1872号）

- 1 この要綱の改正は、令和3年7月1日から施行する。
- 2 この規程の改正前の規定により農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）がした処分、手続その他の行為（以下「処分等」という。）は、改正後の相当規定により農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）がした処分等とみなし、改正

前の規定により生産局長に対してされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、改正後の相当規定により畜産局長に対してされた申請等とみなす。